



社会福祉法人
肝付町社会福祉協議会
肝付町ボランティアセンター

望 縁 郷

vol.53
2025

編集発行:肝付町社会福祉協議会 【やぶさめの里総合公園福祉会館内】
TEL: 0994-68-8188 FAX: 0994-68-8187
<https://kimotsuki-syakyou.or.jp>

生活支援コーディネーター 地域活動紹介

【有明・波野地区】を対象に、サロンやグループ活動（支え合い活動）等に地域で活躍されている方々と、『宝さがしの会～次へのステップ明るい未来へつなぐ～』をテーマに上記の地区の「結の家」で語り合いを開催いたしました。本会は地域の身近な場所・物・人物などのお宝（資源）の話をお聞かせいただきました。



【有明・波野地区】昔の伝統行事の鎌踊り。波野地区の子ども達と水土里サークルが主催したそば打ちに参加したりいろいろな所を訪問させていただきました。役員さんと地域の方々が協力して行事が開催出来ていることが「お宝」だと思いました。今後とも地域の方々と共に、歩み寄っていきたく思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◆記事内容◆

- 肝付町共同募金委員会からのお知らせ・・・P2
- 社協会費のご協力をお願い・・・P2
- 日本赤十字社肝付町区分区からお知らせ・・・P3
- 「四季のたより」国見園・・・P4
- 児童・生徒のふれあいボランティア活動・・・P5
- 収集ボランティアの取り組み現状・・・P6
- 肝付町心配ごと相談所・かごしまおもいやりネットワーク事業について・・・P7
- おおすみ地域成年後見センターのご案内・・・P8

望縁郷（ぼうえんきょう）の願い!

望んでいます。地域の温かいつながり（縁）で、誰もが安心して暮らせる肝付町（郷）であることを！

ボランティアや福祉活動を、気軽に楽しく（エンジョイ）、今日（キョウ）から始めて頂きたいと願っています！

この「望縁郷」が故郷肝付町と町外の肝付町出身の方との望縁郷（ぼうえんきょう）になれば願っています！

この情報誌は、共同募金の助成を受けて発行されています。

肝付町共同募金委員会からお知らせ

肝付町共同募金委員会では、「じぶんの町をよくする仕組み」のスローガンの下、令和6年度に肝付町内で集められた『赤い羽根共同募金』を福祉または福祉に関する分野で、住みよい地域づくりにつながるような活動を行っている団体やボランティアグループに配分することで肝付町の福祉活動を応援しています。

○令和7年度助成金事業報告(令和6年度募金による助成金事業)○

県共募配分	631,000 円	大規模災害等の助成金・各福祉施設・各福祉団体
団体等配分	355,000 円	13 団体（下表）
地域配分	1,934,425 円	安心巡回車事業・ボランティア活動事業・地域福祉事業等
令和6年度配分金（総額）	2,920,425 円	

令和7年度 赤い羽根共同募金助成金配分団体(13団体)

事業名	事業種別	事業名	事業種別
岸良地域支えあい委員会	地域福祉事業	国見地域づくり協議会	地域づくり事業
高山小学校	特別支援学級	宮富地区地域づくり協議会	
国見小学校(ひまわり)		町老人クラブ連合会	福祉団体育成事業
国見小学校(たんぼぼ)		宮富地区公民館	異年齢交流事業
内之浦小学校		後田地区公民館	
エコーせせらぎ	波野地区公民館		
きらく(こども食堂)	ボランティア団体		

〈令和6年度の助成金事業〉

- 地域福祉事業 ○地域づくり事業 ○福祉団体育成事業 ○ボランティア団体活動事業
 ○高齢者いきいきサロン事業 ○特別支援学級の教材等 ○夏休み子ども講座（公民館）など



令和7年度 社会福祉協議会の会員募集にご協力をお願いします

社会福祉協議会（社協）は、社会福祉法で唯一『**地域の福祉**』を推進する**社会福祉法人**と位置づけられており、それを実現するための各種福祉事業や、在宅介護を支える公益性の高い介護サービスを実施しています。

高齢者や障がい者の方々はもちろん、**町民のだれもが明るく安心して暮らせる元気な福祉のまちづくり**のために、住民・企業・事業所・団体によって組織される団体です。



会員の種類	対 象	会費(年額一口)
一般会員	町内各世帯	500 円
特別会員	特に社協事業に賛同いただける町内の保健、医療、福祉団体、企業、事務所、町内外の個人	1,000 円
団体会員		
個人会員		

養護老人ホーム国見園 四季のたより

養護老人ホーム国見園での、秋から冬にかけて入居者様と一緒に楽しく過ごした行事をご紹介します。

1月
2025年！
おいしいおせち舌鼓



2月
国見園に鬼がやってきた！
いや、豆まき開始！



4月
桜も笑顔も満開♪
春を感じるお花見へGO！



◆養護老人ホーム国見園
〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町新富4585番地2 TEL：0994-65-2302 FAX：0994-65-1560

スタッフ募集については、直接お問い合わせください。【担当:中村(浩)】

「エコキャップ」収集ボランティアに取り組みました

肝付町商工会女性部

2月13日、肝付町商工会女性部よりたくさんのキャップが手渡されました。肝付町商工会女性部は、下西会長を始めとする会員30名で構成されており、みなさん一年間かけてたくさん集めてくださいました。



町内各学校

生徒会執行部を中心に、たくさんのエコキャップが集められました。



高山中学校



国見中学校

他にも、町内の小・中学校を始め地域の方々よりたくさんの「エコキャップ」などの寄付をいただいております。

ペットボトルキャップ益金 **13,300円**

収集期間 **令和5年5月～令和7年3月**

今回、**950人分のワクチン代金**となりました。益金は、「世界の子どもにワクチンを日本委員会(JCV)」へ全額送金し、「国連児童基金:ユニセフ(unicef)」に届けられます。たくさんの善意が寄せられ、感謝いたします。ご協力ありがとうございました。

本会では、「エコキャップ(ペットボトルキャップ)」の他にも「プルタブ」や「使用済み切手」の収集も行っています。ご協力をよろしくお願いいたします。

お問い合わせ 肝付町社会福祉協議会 **電話：68-8188 FAX:68-8187**



日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

令和7年度

ボランティア活動保険

商品パンフレットは
コチラから
(ふくしの保険ホームページ)



保険金額・年間保険料 (1名あたり)

団体割引20%適用済 / 過去の損害率による割増適用

保険金の種類		プラン	基本プラン	天災・地震補償プラン	
ケガの補償	死亡保険金		1,040万円		
	後遺障害保険金		1,040万円(限度額)		
	入院保険金日額		6,500円		
	手術 保険金	入院中の手術		65,000円	
		外来の手術		32,500円	
	通院保険金日額		4,000円		
	地震・噴火・津波による死傷		×	○	
賠償責任	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円(限度額)		
年間保険料			350円	500円	

<重要>

- ◆基本プランでは地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。
- ◆年度途中でご加入される場合も左記の保険料となります。
- ◆中途脱退による保険料の返金はありません。
- ◆途中でボランティアの入替や、ご加入プランの変更はできません。
- ◆ご加入は、お1人につきいずれかのプラン1口のみとなります。



ボランティア行事用保険

(傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償

(傷害保険)

福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は、「ボランティア活動保険パンフレット」にてご確認ください。●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

〈引受幹事
保険会社〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL:03(3349)5137
受付時間：平日の9:00～17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)
この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667
受付時間：平日の9:30～17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)



おおすみ地域成年後見センターのご案内

大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町並びに肝付町の5つの町が共同で「おおすみ地域成年後見センター」を肝付町福祉会館内に設置し、肝付町社会福祉協議会が運営しています。

センターは、認知症や知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力に不安のある方々が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、成年後見制度の普及、啓発、相談、その他円滑な制度利用促進のための支援を実施し、高齢者や障がい者等の権利擁護を図ることを目的としています。



成年後見制度とは？

成年後見制度は、判断能力が不十分な方を生活面や法律面で保護・支援するしくみです。ノーマライゼーション、自己決定の尊重、本人の保護の調和を理念に掲げ、ご本人の財産と権利を法的に守り、本人の意思を尊重した生活ができるように支援するための制度です。

種類(類型)	ご本人の判断能力		援助者	
法定後見	(後見)	判断の能力が不十分な方	成年後見人	監督人が選任されることがあります。
	(保佐)	判断能力が著しく不十分な方	保佐人	
	(補助)	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	補助人	
任意後見※	判断能力が十分な方		任意後見人	任意後見監督人

※任意後見は、ひとりで決められるうちに、あらかじめご自身が選んだ人(任意後見人)に、代わりにしてもらいたいことを契約(任意後見契約)で決めておく制度です。契約は、公証人の作成する公正証書にて作成します。

成年後見制度に関する相談支援

成年後見制度の説明や手続きの助言など成年後見制度に関する相談(電話・面談・訪問)に応じます。

- 相談時間……月曜日～金曜日 午前9時から午後5時まで
- 専門相談……(要予約) Tel: **0994-68-8188**



法律的な知識や判断が必要な成年後見制度に関する相談について、司法書士が面談等で応じます。事前に相談内容をお伺いし、専門相談が必要と認められる方のみ予約を受け付け、日時を決めてセンターに来ていただきます。(来所が難しい場合は、施設等へ出向くことも可能です。)相談は無料で、秘密は固く守られます。ひとりで悩まないで、まずはご相談ください。

福祉サービス利用支援事業



社会福祉法に基づいて、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などに不安がある方々が住み慣れた地域で安心して暮らせるようお手伝いします。自らの判断では適切な契約や福祉サービスをご利用することが困難な高齢者や障がい者等を支援する事業で、ご本人との契約により、下記の①を基本サービスとし必要に応じ②③のお手伝いを担当の利用支援員等が行います。

支援内容		利用料金
①	福祉サービスの利用手続きのお手伝いをします。	相談は無料です。利用支援員等のお手伝いは有料で、1回の訪問・支援につき1,200円です。ただし、生活保護受給中は無料です。
②	日常生活のお金の出し入れのお手伝いをします。	
③	印鑑や証書などを安全な場所でお預かりします。	